

# 老人保健特別会計

## 1. 概要

老人保健制度は、本格的な高齢化の到来に対応し、疾病の予防から治療、機能訓練に至る総合的な保健事業を実施するとともに、老人医療費を国民皆で公平に負担することを目的として、昭和 58 年 2 月に施行された。

しかしながら、年々加速する高齢化に伴い各保険者への負担が健康保険組合等の財政を圧迫しており、社会的な問題となってきた。このような事を踏まえ、平成 13 年 1 月より老人保健法が改正されたが、平成 14 年 10 月に患者負担の見直し・老人医療の対象年齢の引き上げ・高額医療費の取扱い等の改正が行われた。さらに、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため「医療制度改革大綱」に沿って平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度が創設されることになった。茨城県においては、75 歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため県内の全市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成 19 年 1 月 24 日付で設立され、平成 20 年 4 月からは茨城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり新しい後期高齢者医療制度が開始された。

老人保健特別会計の今年度予算は、平成 20 年 3 月診療分までの扶助費の精算支払に付随するものとなる。

## 2. 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、18,376 千円で、昨年と比較して 97.3%の減となる。

歳入		(単位：千円・%)		
区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	増 減 率	
支 払 基 金 交 付 金	5,976	309,598	98.1	
国 庫 支 出 金	8,300	274,966	96.9	
県 支 出 金	826	46,242	98.2	
繰 入 金	3,171	59,849	94.7	
繰 越 金	1	10,000	99.9	
諸 収 入	102	102	0.0	
歳 入 合 計	18,376	700,757	97.3	

歳出		(単位：千円・%)		
区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	増 減 率	
総 務 費	1,347	3,606	62.6	
医 療 諸 費	11,024	587,146	98.1	
諸 支 出 金	5,005	100,005	94.9	
予 備 費	1,000	10,000	90.0	
歳 出 合 計	18,376	700,757	97.3	

## 1 総務費

### 1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.106

7001 老人保健医療事務に要する経費 1,347,000 円(3,606,000 円)

[その他 1,347,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：一般会計繰入金 1,346,000 円]

[諸収入：預金利子 1,000 円]

目的

老人保健医療精算事務を効率的に実施し、行政サービスの向上を図る。

内容

老人保健医療精算事務に係る経費であり、電算委託料などの経費が主である。

委託料 電算委託料 1,337,000 円

## 2 医療諸費

### 1 医療諸費 1 医療給付費

[担当：国保年金課] P.107

7201 老人保健医療給付に要する経費 10,000,000 円(570,000,000 円)

[国・県 3,709,000 円 その他 6,291,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：医療費国庫負担金 2,967,000 円]

[県負：医療費県負担金 742,000 円]

[基金交：医療費支払基金交付金 5,450,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金 741,000 円]

[諸収入：第三者納付金 100,000 円]

目的

老人医療受給者の医療に要する費用の支払を行う。

内容

老人保健法に基づき、老人医療受給者に対して疾病・負傷に関する診療・調剤、治療材料等の支給、処置・手術に関する平成 20 年 3 月診療分までの療養費請求の現物給付を行う。

受給者数の状況

平成 20 年度末	9,097 人
平成 19 年度末	9,072 人
平成 18 年度末	9,147 人
平成 17 年度末	9,541 人

医療費給付の状況

区 分	平成 21 年度予算額	平成 20 年度支出見込額	平成 19 年度支出済額
国保老人	10,000,000 円	546,597,000 円	5,598,983,935 円
社保老人	1,000,000 円	50,000,000 円	894,061,918 円
歳出合計	11,000,000 円	596,597,000 円	6,493,045,853 円

1 医療諸費 2 医療費支給費

[担当：国保年金課] P.107

7201 老人保健医療支給に要する経費 1,000,000 円(15,000,000 円)

[国・県 416,000 円 その他 584,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：医療費国庫負担金（現金分）333,000 円]

[県負：医療費県負担金（現金分）83,000 円]

[基金交：医療費支払基金交付金（現金分）500,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金（現金分）84,000 円]

目的

医師が治療上必要と認める治療用装具等の医療費を支給する。

内容

柔道整復、ハリ・灸・マッサージ等の施術に関する平成 20 年 3 月診療分までの療養費現金給付を行う。

医療費支給費内訳

区 分	平成 21 年度予算額	平成 20 年度支出見込額	平成 19 年度支出済額
一般診療	0	0	0
食事療養費差額	0	0	21,800 円
補装具	50,000 円	60,000 円	3,325,134 円
柔道整復師	100,000 円	7,440,000 円	44,203,814 円
あんま・マッサージ	50,000 円	1,500,000 円	11,402,169 円
ハリ・灸	50,000 円	500,000 円	3,591,035 円
高額医療費	750,000 円	20,000,000 円	58,300,586 円
計	1,000,000 円	29,500,000 円	120,844,538 円

